

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

- 第三十七条に次の一号を加える。
- 三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

別表第一所の文書記号の表教育機関の項中

県立文書館	文書
県立加須げんきプラザ	文書
	加
	プ

を「

県立文書館	文書
-------	----

」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。